O京都府立大学副学長規程

(平成24年京都府立大学規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人の設置する大学の副学長に関する 規程(京都府公立大学法人規程第34号。以下「法人規程」という。)第6 条の規定に基づき、京都府立大学(以下「本学」という。)の副学長(以 下「副学長」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務等)

第2条 副学長の担当分野及びつかさどる校務の内容については、学長が別に 定める。

(職務代理)

第3条 法人規程第2条に基づく副学長の指定は、毎年度、行うものとする。

(選考)

第4条 法人規程第4条に基づく学長又は学長予定者の申出にあたっては、 学長又は学長予定者が候補者を指名するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、 学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。